

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月22日
【会社名】	株式会社新日本科学
【英訳名】	SHIN NIPPON BIOMEDICAL LABORATORIES, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永田 良一
【本店の所在の場所】	鹿児島県鹿児島市宮之浦町2438番地
【電話番号】	099(294)3389
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理本部長 二反田 真二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	03(5565)6216
【事務連絡者氏名】	総務人事部 次長 鎌田 康孝
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 86,052,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した 10,046,268,000円 金額  (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。 また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社新日本科学 東京本社 (東京都中央区明石町8番1号) 株式会社新日本科学 大阪支社 (大阪市中央区伏見町二丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	101個
発行価額の総額	金86,052,000円
発行価格	金852,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成25年6月7日（金）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社新日本科学 総務人事本部 東京都中央区明石町8番1号
払込期日	平成25年6月10日（月）
割当日	平成25年6月10日（月）
払込取扱場所	株式会社鹿児島銀行 本店営業部 鹿児島県鹿児島市金生町6番6号

(注) 1 本新株予約権については、平成25年5月22日（水）開催の当社取締役会において発行を決議している。

2 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとする。

3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。

4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は5,656,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は56,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、平成25年6月12日以降、本新株予約権の各行使請求が行なわれた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値が無い場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求が行なわれた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求が行なわれた日以降、当該金額に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の東証終値の75%に相当する1,320円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号を参照)。</li> <li>5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は5,656,000株(発行済株式総数に対する割合は16.4%)、交付株式数は56,000株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額): 7,551,972,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式          当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式          単元株式数100株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は5,656,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、56,000株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する、以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。  <math display="block">\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math> <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> </li> <li>3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</li> </ol>

	<p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 行使価額は、当初1,937円とする。ただし、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正 (1) 平成25年6月12日（以下「行使価額修正開始日」という。）以降、別記（注）7（1）に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。 ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が1,320円（ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払い込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p> <p>4 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、( )上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記( )による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)7(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

	<p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、( ) (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また( ) (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行なう。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金10,046,268,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>



<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1 平成25年6月11日から平成28年6月30日までの期間(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社鹿児島銀行 本店営業部</p> <p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関(社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。 (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。 (3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後15日を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p>

	<p>3 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の翌銀行営業日に、本新株予約権を取得すると引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第 1 項及び第 2 項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループの事業概要及び今後の取組みについて

当社グループの企業集団は、当社、連結子会社27社及び関連会社 1 社の合計29社で構成されております。

当社グループは、1. 製薬企業等からの委託を受けて行う前臨床試験(注1)や臨床試験(治験)(注2)(注3)の受託、2. トランスレーショナル リサーチ事業〔(1)新薬開発に係るコンサルタント、(2)経鼻投与製剤(注4)とそれに必要とされる医療器具の研究開発、(3)ワクチンに対する免疫応答を増強するアジュバント(注5)の研究開発、(4)大学やバイオベンチャーなどが持つ基礎技術を臨床段階へと育成していく支援事業〕などを行っております。

また、医薬品開発の国際化、高度化、大型化の進展に伴い、国内事業の強化に加え、米国事業、アジア事業の強化にも取り組み、グローバルバリューチェーンの構築を推進しております。医薬品開発の各ステージにおいて、網羅的かつ国際的に開発支援サービスを提供することができる世界でも稀有なCRO(医薬品開発受託研究機関)です。

当社グループの主要各事業の概要及び今後の取組みについて以下ご説明いたします。

前臨床事業のリーディング・カンパニーとしての当社グループの役割

当社グループの基幹事業は、医薬品開発における医薬品候補化合物の安全性と有効性を検証するために実験動物を用いた前臨床試験の受託事業です。従来、げっ歯類(マウス・ラット)やイヌを用いることが主流であった前臨床試験に、よりヒトに近い系統を有する霊長類(主にカニクイザル)の使用を導入したバイオニアとして、半世紀を超える業績と多様な受託研究実績・ノウハウを有しております。サルを用いた実験は、他の実験動物に比べて取り扱いが難しく、特殊な施設や機材なども必要です。当社では、サルにストレスをほとんど与えない状態で実験を極めて効率良く実施することが可能な器具(国際特許取得)を独自開発しており、信頼性の高い試験データを顧客に提供しております。その結果、海外を含めた多くの顧客から試験受託が増加し、それに伴い各種試験の背景データを豊富に蓄積してまいりました。また、大規模な自社繁殖場を中国とカンボジアに複数保有しており、サルの輸入、検疫、飼育及び繁殖に関する基礎技術・ノウハウを保持していることに加えて、当社敷地内に農林水産大臣指定の国際検疫施設を有していることにより、実験動物の品質及び数量を安定的に確保しております。昨今、医薬品の開発ニーズが複雑化、高度化する中、当社グループでは、骨粗鬆症、関節炎、パーキンソン病、糖尿病、高脂血症などの霊長類疾患モデルの開発、ワクチンや抗体医薬に代表されるバイオ医薬品の開発支援、再生医療分野の研修推進などにも積極的に取り組んでおります。

## 前臨床事業を巡る最近の動向と今後の取組み

製薬業界では、ここ数年来、国内外の大手合併が進み、開発パイプラインの絞込みや基幹製剤の特許切れが重なったいわゆる「2010年問題」対応などのために、臨床開発段階のパイプラインに経営資源の集中投入が進める傾向が起り、前臨床試験の発注スケジュールが調整されたために受注に大きな影響が出ました。また、北米における前臨床事業拠点である連結子会社SNBL U.S.A., Ltdが、2010年8月にFDA(米国食品医薬品局)から試験報告書の署名手続きが遵守されていないなどの理由でGLP(注6)改善指示を受けたために、この指示内容の改善がFDAによって完了されていると確認されるまでの間に受注に大きな影響が出てしまい、当社グループの前臨床事業、特に北米事業は、ここ数年、厳しい経営環境を余儀なくされました。

SNBL U.S.A., Ltdでは、FDAから「GLP指摘事項はすべて改善された」旨の通知書を2012年11月に受領したものの、試験受注の本格的な回復にはさらに1年程度の時間を要することが予想されるため、営業体制の強化を行いつつ、顧客からの信頼回復に努めていく方針です。このために事業運転資金の需要が見込まれます。

一方で、昨年、京都大学の山中伸弥教授がノーベル生理学・医学賞を受賞したことで、人工多能性幹細胞(induced pluripotent stem cell、以下「iPS細胞」)を用いた新薬の研究開発、移植治療などの再生医療への応用・実用化の期待が高まり、また、現政権が主導する我が国の成長戦略の柱の一つに医療・健康領域の産業が据えられたことなどから、先進医療技術の実現や革新的な新薬・医療機器の創出が、日本の国際競争力の強化、経済再生に結びつく重要な国家戦略の一環と位置づけられたことにより、新薬の研究開発、特にiPS細胞の早期臨床応用に向けた手法の確立に国内外から注目が寄せられております。当社は、本年2月、京都大学iPS細胞研究所と「人工多能性幹細胞(iPS細胞)由来神経細胞による脳移植治療実現化に向けた安全性試験法の確立」に係る共同研究契約を締結し、iPS細胞を用いたパーキンソン病治療の臨床応用に必要な安全性試験の確立に向けた研究開発に着手しております。また、当社は、本年4月、独立行政法人理化学研究所(以下「理化学研究所」)の認定ベンチャーである株式会社日本網膜研究所による3億円の第三者割当増資を引き受けました。日本網膜研究所は、理化学研究所が発明したiPS細胞技術に係る特許の実施許諾に基づき、iPS細胞から分化誘導した網膜色素上皮細胞移植による、加齢黄斑変性の新たな治療法の開発をされておられます。また、当該治療開発を端緒として、視細胞移植、網膜再生薬、検査法開発等により、現代の難治性網膜疾患を治療可能な疾患にすることを目指されておられます。当社は、基幹事業とする前臨床試験受託事業で培ったノウハウを活用し、日本網膜研究所が推進するiPS細胞由来の網膜色素上皮細胞移植による再生医療の技術確立に向けて支援することにしました。このような状況の中、今後ニーズが高まると予想される細胞医療の安全性評価分野におけるエキスパート育成も重要な課題となり、京都大学iPS細胞研究所には当社スタッフを派遣してエキスパート養成にも注力しております。また、今後、当社では、iPS細胞を用いた研究体制確立に設備投資が必要となります。

## 臨床事業における取組み

医薬品開発における臨床試験(治験)は、被験物質のヒトでの有効性と安全性を確認する試験となります。これは、ヒトでの試験であることから、製薬企業等は医療機関に治験を依頼することとなります。すなわち、製薬企業は、医療機関に治験の実施を依頼し、医療機関がそれを受託することとなります。この治験の実施において、CRO(医薬品開発業務受託機関)は依頼者である製薬企業の臨床開発業務を支援し、SMO(治験施設支援機関)は専門スタッフ(CRC; 治験コーディネーター)を医療機関に派遣して治験実施を支援します。当社グループの国内臨床事業部門では、CRO事業、SMO事業共に高稼働状況が続いており、試験の受注状況も拡大傾向にあることから、さらなる人員の増強とスタッフの育成が求められております。

## 前臨床並びに臨床事業の継続及び拡大に向けて

当社グループの前臨床並びに臨床事業の継続及び拡大にあたっては、医学・薬学・農獣医学・看護学・理学・化学・農学などの分野における専門的な知識・技能を有する人材を多数確保する必要があり、また、同時に統計解析スキルの高い人材、IT技術やマネジメントに優れた人材も多く必要とされております。当社グループの競争力を強化する上で最も強く希求されるのは、顧客から高く評価される質の高いサービスの提供であり、これを実現するためには優秀な人材の確保とレベルアップのための教育研修が必要であります。こうした人材の確保や教育研修のために、相応の資金投入が必要であります。

## トランスレーショナル リサーチ事業への取組み

上記前臨床並びに臨床事業に加えて、当社グループは、保有する知的財産を基盤とした成果を製薬企業に導出（ライセンスアウト）していくトランスレーショナル リサーチ事業にも注力しております。特に、1998年以来取り組んでおります経鼻製剤の基盤技術の研究開発については、グラニセトロン（制吐剤）やゾルミトリプタン（偏頭痛薬）の経鼻製剤を用いて、ヒトによる臨床試験を重ねており、経鼻製剤基盤技術の有用性や安全性を実証してきており、すでに海外の製薬企業2社とライセンス契約を締結することに成功しています。また、鳥インフルエンザなどのウィルス感染症に対する経鼻ワクチン応用にも当社の経鼻製剤基盤技術を応用した研究を進めており、これまでに得られた結果から当社の経鼻ワクチンは、粘膜抗体産生能に優れており、パンデミックに備えたワクチンとしての期待が高まりつつあります。このような状況下、本経鼻製剤の基盤技術の確立を進めるために、引き続いて基礎的な研究の継続や専門スタッフの育成が必要となり、資金需要が見込まれております。

国内連結子会社である株式会社キラルジェンでは、核酸合成における基盤技術の開発に成功し、公的研究支援事業（独立行政法人科学技術振興機構（JST）・A-STEP事業、2009年から4年間）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）のイノベーション推進事業「がん等重篤な疾患治療用バイオ医薬品の臨床応用に向けた製造関連技術の開発」（2011年から2年間）に採択されております。一方、米国の連結子会社であるOntorii, Inc.では、核酸医薬が体内で効率良く利用されるための技術開発を行っております。このほか、米国の連結子会社Ruika Therapeutics Inc.は、新規メカニズムの抗うつ薬の開発を行っており、国内連結子会社であるA X I S株式会社は、難治性疾患である線維筋痛症治療薬や筋・骨格系疾患の新薬開発を行っております。

こうした多様な新薬シーズとパイプラインを擁する当社グループのトランスレーショナル リサーチ事業は、今後も研究開発をより充実させるために、積極的な資金投入が不可欠であります。

## その他の課題

当社グループは、これまで事業推進の必要資金の多くを金融機関からの借入により調達しておりますが、当社グループが上記各事業における長期安定的な研究開発活動を推進していく上で、借入金の返済による有利子負債の圧縮は、支払利息や借換えコストの低減、自己資本比率の向上にもつながり、当社グループの財務基盤の強化を図るために有効な手段であります。

## 今回の調達の目的について

以上のような状況を鑑み、今回の資金調達は、1．基幹事業である前臨床事業や臨床事業に充当して当該事業の再強化を図ること、2．トランスレーショナル リサーチ事業における中長期的な研究開発資金、3．財務基盤強化を企図した借入金の返済に充当することを主たる目的としております。

こうした資金投入を積極的に行うことは、当社グループの基幹事業や新たな収益事業を着実に育成することになり、中長期的な企業価値の向上につながると判断し、下記「(2) 本新株予約権を選択した理由」に記載した理由に基づき、本新株予約権の発行を決定いたしました。

- (注1) 前臨床試験：臨床試験に着手する前に、実験動物や細胞・細菌を用いて医薬品等の化学物質の有効性と安全性を確認する試験です。
- (注2) 臨床試験：ヒトに対する薬の有効性と安全性を確認するために、医療機関で実施する試験です。
- (注3) 治験：臨床試験のうち、厚生労働省から新薬の承認を得るために医療機関で実施する試験です。
- (注4) 経鼻製剤：粉体の薬剤特殊な担体（キャリア）などと混合して製剤化し、鼻腔内に医療用具（デバイス）を用いて薬剤を噴射し、鼻粘膜から薬剤を吸収させて治療するものです。
- (注5) アジュバント：主剤の有効成分が有する作用を補助・改良する目的で主剤に併用され、強力な免疫賦活作用を持つ物質です。
- (注6) G L P : Good Laboratory Practiceの略語で、「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準」のことです。医薬品等の製造販売承認申請の際に提出すべき資料のうち、動物による安全性試験

験データの信頼性を確保するために、試験実施施設が遵守しなければならない事項を定めたもので、昭和54年6月に世界で最初に米国においてG L Pが実施され、これを契機として各国において各種のG L Pが制定されました。我が国においては、昭和58年4月に実施された医薬品G L Pが始まりで、現在では平成8年の薬事法等の一部改正に伴い厚生省令として定められ、平成9年4月より施行されました。なお、国内では医薬品G L Pの他7種類のG L Pが施行されています。

(2) 本新株予約権を選択した理由

上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した施策を遂行するために、当社は、様々なエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、株価への影響や既存株主の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを最も重視しました。

その結果、当社は、以下に記載した本新株予約権の特徴及び当社と割当予定先である野村證券株式会社（以下「割当予定先」という。）との間で締結する予定の「行使指定条項付き第三者割当契約」の内容を踏まえ、本新株予約権は、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<本新株予約権のメリット>

当社が希薄化をコントロール可能

下記《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》に記載のとおり、原則として当社が行使指定を行わない限り割当予定先は本新株予約権の行使ができないため、当社が希薄化をコントロールすることが可能です。

希薄化が限定されている

本新株予約権は、潜在株式数が5,656,000株（発行決議日現在の発行済株式数34,344,000株の16.4%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。

株価への配慮がなされている

本新株予約権は、( )下限行使価額が1,320円（発行決議日終値の75%の水準）に設定されており、また、下記《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》に記載のとおり株価が一定水準以上でない限り行使指定ができないことに加えて、( )行使指定を行う際には、下記《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高を基本として定められる形となっていることから、行使が発生する株価水準や株式が発行されることによる需給悪化懸念に配慮した設計となっております。

資本政策の柔軟性が確保されている

資本政策の変更が必要となった場合等、当社の判断により残存する本新株予約権を取得することができ、資本政策の柔軟性が確保されています。

### < 本新株予約権の留意点 >

本新株予約権は、下記 ~ に記載のような留意点がありますが、当社としましては、上記 ~ に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

下記《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》に記載のとおり、株価が一定水準以上でない限り行使指定ができないため、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。

ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

一度に行使指定可能な数量の範囲を定める基準として行使指定直前の一定期間の出来高があるため、当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

株価が20取引日連続で下限行使価額を下回った場合には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う場合があります。

### （他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴）

今回の資金調達に際して、当社は、エクイティ性の資金による調達とデット性の資金による調達を比較いたしました。当社が上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載の各事業における長期安定的な研究開発活動を推進していく上で、エクイティ性の資金による調達により財務基盤を強化することが、より当社の利益に資すると判断いたしました。

エクイティ性の資金による調達については、公募増資と本新株予約権を比較いたしました。公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権においては、当社が希薄化をコントロールしながら、一定水準以上の株価において行使が行われることにより、株価への影響の軽減が期待でき、既存株主の利益に配慮しながら資金調達を行うことが可能であると考えております。

### 《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》

本新株予約権に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で、主に以下のような内容について契約を締結する予定です。

#### 行使指定条項

- ・行使価額修正開始日以降、下記に記載のような一定の例外的な場合を除き、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができます。
- ・当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、行使指定が行われた日の翌取引日から原則として20取引日以内に、指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・行使指定に際しては、( )行使指定を行う日の当社株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと、( )前回の行使指定から20取引日以上の間隔が空いていること、( )当社が、当社又はその子会社に関する未公表の重要事実等を認識していないこと、( )当社普通株式の株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日は行使指定を行わないこと、( )当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了した日は行使指定を行わないこと、を前提とします。
- ・一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定前日までの20取引日又は60取引日における当社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方に3を乗じて得られる数と3,434,400株（発行決議日現在の発行済株式数の10%に相当する株数。）の最も小さいものを超えないように指定する必要があります。
- ・当社は、行使指定を行う際にはプレスリリースいたします。

#### 割当予定先による本新株予約権の任意行使

行使価額修正開始日以降、その時有効な行使価額が3,522円（発行決議日終値の200%の水準）以上の場合には、割当予定先は、その裁量により本新株予約権を行使することができます。なお、割当予定先は、上記の行使指定条項に従い行使義務を負うこととなる場合又は本 に該当することとなる場合を除き、本新株予約権を行使できません。

#### 割当予定先による本新株予約権の取得請求

本新株予約権の発行後、平成28年5月31日までの間の発行会社株式の終値が20取引日連続で本新株予約権の下限行使価額を下回った場合、及び平成28年6月1日以降はいつでも、割当予定先は、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権を取得

します。

- 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の「行使指定条項付き第三者割当契約」において、本(注)1(2)本新株予約権を選択した理由《行使指定条項付き第三者割当契約の主な内容》に記載の内容以外に、下記の内容について合意する予定です。  
< 割当予定先による行使制限措置 >  
当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。  
割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
本新株予約権の発行に伴い、株式会社永田コーポレーションは、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
- 6 振替新株予約権  
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
- 7 本新株予約権行使の効力発生時期等
  - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
  - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

## 8 単元株式数の定め廃止に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,046,268,000	88,000,000	9,958,268,000

(注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。

2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。

3 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計です。

4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,958,268,000円については、米国での前臨床事業の再強化、国内前臨床事業の差別化、国内臨床事業の人材強化、トランスレーショナルリサーチ事業の事業開発並びに創薬開発に加えて、借入金の返済に充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりです。

手取金の使途	具体的な内訳	金額 (百万円)	支出予定時期
米国での前臨床事業の再強化	設備投資	863	平成25年6月～平成28年3月
	人件費	2,505	平成25年6月～平成28年3月
	研究開発費	207	平成25年6月～平成28年3月
国内前臨床事業の差別化	設備投資	1,597	平成25年6月～平成28年3月
	研究開発費	749	平成25年6月～平成28年3月
国内臨床事業の人材強化	人件費	636	平成25年6月～平成28年3月
トランスレーショナルリサーチ事業の事業開発並びに創薬開発	投融資	1,000	平成25年6月～平成28年3月
	設備投資	107	平成25年6月～平成28年3月
	人件費	480	平成25年6月～平成28年3月
	研究開発費	542	平成25年6月～平成28年3月
金融機関からの借入金の返済		1,272	平成25年6月～平成28年3月

(注) 1 本新株予約権の行使により調達した資金は、上記各資金使途のうち事業用資金である ～ を優先して、各事業の進捗動向を勘案しながら充当していく予定です。

なお、本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達が出来なかった場合には、上記の優先順位を勘案しつつ、手許資金により充当していく予定です。

2 当社は調達した資金を速やかに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合には、銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。



## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a．割当予定先の概要

名称	野村證券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月27日関東財務局長に提出
	半期報告書 事業年度 第12期中 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月14日関東財務局長に提出

## b．当社と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成25年3月31日現在)	47,200株
人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。	
資金関係	該当事項なし	
技術又は取引等の関係	有価証券取引における発注を行っております。	

## c．割当予定先の選定理由

当社は、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券における(2)新株予約権の内容等(注)1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(2)本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、当社の幹事証券会社として良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は5,656,000株です(ただし、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券における(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

#### e．株券等の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡せず、また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式は当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針です。

#### f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である野村證券株式会社が平成24年11月14日付で関東財務局長宛に提出した第12期中半期報告書の平成24年9月30日における中間貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

#### g．割当予定先の実態

割当予定先である野村證券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社が株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、その倫理規程において、「野村グループは、反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わないものとする。」と公表しており、当社はその文面を入手しております。また、当社は、当該文面の内容、及び割当予定先では反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連の情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行っていること等、割当予定先である野村證券株式会社から確認しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力などの特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする予定です。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び行使指定条件付き第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都港区赤坂二丁目17番22号 代表取締役 CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。ブルータス・コンサルティングは、当社が「行使指定条項付き第三者割当契約」に基づき適宜行使指定することで、割当予定先は当該行使指定条項に基づき随時本新株予約権を権利行使するものとし、売却の際には、現在の売買出来高が今後も継続することを前提として市場にて売却することを想定しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しています。当社は、ブルータス・コンサルティングの評価を参考にしつつ、別記「1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（2）本新株予約権を選択した理由」に記載した本新株予約権の特徴や本スキームの内容を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の当社普通株式の終値の110%に相当する金額としました。なお、取締役会での発行決議に関する手続きについて、監査役全員（社内監査役2名、社外監査役2名、計4名）から、取締役会が本新株予約権の発行が有利発行に該当しないと判断したことを含め、適法であるとの判断を受けております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大5,656,000株であり、発行決議日現在の当社議決権総数（343,416個）に対する比率は16.5%と限定的であります。

また、本新株予約権は、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券における(2) 新株予約権の内容等（注）1 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（2）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、原則として当社が行使指定を行わない限り割当予定先は行使ができず、当社が行使指定を行う際にも、行使指定直前の出来高を基本的な基準として一度に行使指定可能な数量の範囲を定めることとなっていることから、本新株予約権の行使により発行されうる株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、大規模な第三者割当に該当しません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次の通り変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社永田コーポレーション	鹿児島県鹿児島市唐湊4丁目21-1	7,936,000	23.11	7,936,000	19.84
有限会社新日本産業	鹿児島県鹿児島市唐湊4丁目21-1	5,212,200	15.18	5,212,200	13.03
永田 良一	鹿児島県鹿児島市	2,160,000	6.29	2,160,000	5.40
永田 貴久	鹿児島県鹿児島市	2,160,000	6.29	2,160,000	5.40
永田 郁江	鹿児島県鹿児島市	1,024,400	2.98	1,024,400	2.56
永田 一郎	鹿児島県鹿児島市	1,024,000	2.98	1,024,000	2.56
永田 理恵	鹿児島県鹿児島市	1,024,000	2.98	1,024,000	2.56
財団法人メディポリス医学研究財団	鹿児島県指宿市東方4423番地	1,024,000	2.98	1,024,000	2.56
株式会社鹿児島銀行	鹿児島県鹿児島市金生町6番6号	1,000,000	2.91	1,000,000	2.50
新日本科学従業員持株会	鹿児島県鹿児島市宮之浦2438番地	670,800	1.95	670,800	1.68
計	-	23,235,400	67.66	23,235,400	58.09

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成25年3月31日現在の株主名簿及び平成25年5月21日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づき記載しております。

2 大株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成25年3月31日現在の所有議決権数」を、「平成25年3月31日現在の総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である5,656,000株に係る議決権数56,560個を加算した数」で除して算出しております。

3 前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先である野村證券株式会社は、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当予定先は割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項なし

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項なし

**8【その他参考になる事項】**

該当事項なし

**第4【その他の記載事項】**

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第39期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)平成24年6月29日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)平成24年8月13日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)平成24年11月14日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)平成25年2月14日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年5月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成25年5月22日)までの間に以下のとおり変更及び追加がありました。当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ ̄で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は、下記に追加して記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(平成25年5月22日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### (4) 事業等のリスク

以下には、当社グループの事業展開その他に関しまして、リスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスクの存在を認識した上で、その発生を未然に防ぎ、かつ、万が一発生した場合でも適切に対処するように努める所存ではありますが、当社への投資判断は、本項及び本有価証券届出書中の本項以外の記載も併せまして、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年5月22日)現在において当社グループが判断したものであります。

#### 研究開発活動について

当社グループにおきましては、新しい環境にも迅速に対応した質の高い開発支援ができるよう、前臨床事業及び臨床事業において最先端水準の技術を開発利用しております。また、必要に応じて他社、大学等の研究機関等との共同開発研究や技術提携等を行っております。また、関係会社においても研究開発活動(後述を参照)を展開しており、当社グループは、今後も独自又は他社、大学等の研究機関等との連携を図った効率的かつ効果的な研究開発を進めていく方針であります。

当社グループの平成25年3月期における研究開発費は577,233千円ですが、こうした研究開発活動に費やした費用が、当社グループに十分な成果をもたらすという保証はありません。

#### 知的財産権について

当社グループの事業において、研究開発活動に関わる成果を特許やその他知的財産権として確保することは、事業推進上重要であると考えております。しかしながら、当社の研究成果を全て権利化できるという保証はなく、また、保有している特許や将来取得する特許によって当社グループの権利を確実に保全できるという保証もありません。

本有価証券届出書提出日現在、当社グループの開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はありません。当社グループにおきましては、このような問題を未然に防止するため、事業展開に際しては弁護士への相談や特許事務所を活用して知的財産権の侵害等に関する事前調査を実施しておりますが、知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。また、仮に当社グループが第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、当該第三者の主張の正当性の有無にかかわらず、解決には多大な時間及び費用を要する可能性があり、場合によっては当社グループの事業戦略や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 関係会社について

##### (a) SNBL U.S.A., Ltd.について

当社の連結子会社であるSNBL U.S.A., Ltd.は、平成21年3月期においては黒字化が図られておりましたが、平成22年3月期以降においては損失を計上しており、平成24年3月期及び平成25年3月期に当社単体の投資額に対して、投資損失引当金を計上しております。

今後も、当社グループの中核事業として増資の引受を行う等の財務支援を継続する方針であります。しかしながら、予期せぬ事業環境の変化等により、計画どおり事業が進展しない場合には、当社は追加的な金融支援や出資等に対する評価損の計上を余儀なくされる可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (b) SNBL Clinical Pharmacology Center, Inc.について

当社の連結子会社であるSNBL Clinical Pharmacology Center, Inc.は、米国における臨床事業の展開を目的として平成16年10月に設立され、平成17年10月に試験施設を竣工いたしました。現在、医師や医療スタッフの体制が整いつつあり、中長期的な経営戦略の視点からハイクオリティーな結果を提供することにより当社のブランド価値を市場に浸透させることに重点を置き事業を展開しております。現状において、同社は費用が先行しており、平成25年3月期においては損失を計上しております。

同社は、積極的な顧客開拓及び受注獲得等により黒字化を図る方針であります。なお、今後の同社の事業展開について当社グループの想定通りに推移する保証はなく、同社の動向が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (c) その他の関係会社について

その他の関係会社においても研究開発型企業があり、研究開発活動に対して資金を投下しておりますが、これら関係会社においても十分な収益化が図られる保証はありません。

## 有利子負債への依存について

当社グループでは事業拡大の必要資金の多くを金融機関からの借入により調達しており、平成25年3月期末における連結決算における有利子負債残高(リース債務、社債、短期借入金、長期借入金の合計額)は22,821,997千円であり、総資産比で69.2%と相応の水準にあります。また、平成25年3月期には302,328千円の支払利息が生じております。

また、当社グループでは、今後の金利上昇リスクを回避するため、長期借入金の大半は固定金利による調達等を実施しておりますが、今後における金融機関借入(借換えを含む)等においてはその時点の市場金利によることとなることから、当社グループの経営成績等は今後の金利変動に影響を受ける可能性があります。

今後も、国内及び米国等における設備資金並びに金融機関借入の約定返済を中心に相応の資金需要が生じるものと考えております。今後の資金調達に関しては資本市場からの調達と金融機関借入(借換えを含む)等のバランスを考慮しつつ、実施していく方針であります。これが当社グループの希望する条件で実行できる保証はなく、当社グループの事業展開の制約要因となる可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 為替の変動について

当社グループでは、海外製薬企業等からの試験受託や実験動物等の輸入仕入に関わる外貨建取引の決済に際しては為替相場の影響を受けております。また、連結子会社27社中16社は在外子会社であり、連結に際しては為替相場の影響を受けております。従って、為替の動向によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 業績の季節変動等について

過去3期間における当社グループの業績の上半期及び下半期の状況は下表のとおりであります。

当社グループの業績は、顧客である製薬企業等の検収が年度末である期末に集中する傾向にあることから、売上高は下半期に偏重する傾向にあります。しかしながら、利益面では、各期における個別又は複数の売上計上案件の利益率の差異及び計上時期並びに連結子会社における事業の進展状況その他の要因により変動しており、過年度においては必ずしも下期偏重は生じておりません。今後においても、当社グループの業績は、これら各種要因等により変動が生じる可能性があります。

(単位：千円)

	平成23年3月期		平成24年3月期		平成25年3月期	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
(連結決算)						
売上高	8,293,460	9,078,486	6,723,996	8,549,973	7,460,286	9,693,764
営業利益	689,330	154,325	1,091,664	1,957,259	624,548	803,542
経常利益	1,056,530	147,763	1,412,166	1,431,331	1,032,516	542,316
当期純利益	849,657	592,363	1,199,914	2,104,195	881,857	271,019
(単体決算)						
売上高	5,738,658	6,882,111	4,748,445	6,150,469	4,995,484	6,433,458
営業利益	147,830	481,072	321,503	60,941	260,819	338,897
経常利益	438,662	575,611	579,358	527,755	594,324	1,810,199
当期純利益	297,757	1,678,682	378,674	5,571,818	860,255	2,585,501

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社新日本科学 本店  
(鹿児島県鹿児島市宮之浦町2438番地)  
株式会社新日本科学 東京本社  
(東京都中央区明石町8番1号)  
株式会社新日本科学 大阪支社  
(大阪市中央区伏見町二丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

### 第五部【特別情報】

該当事項なし